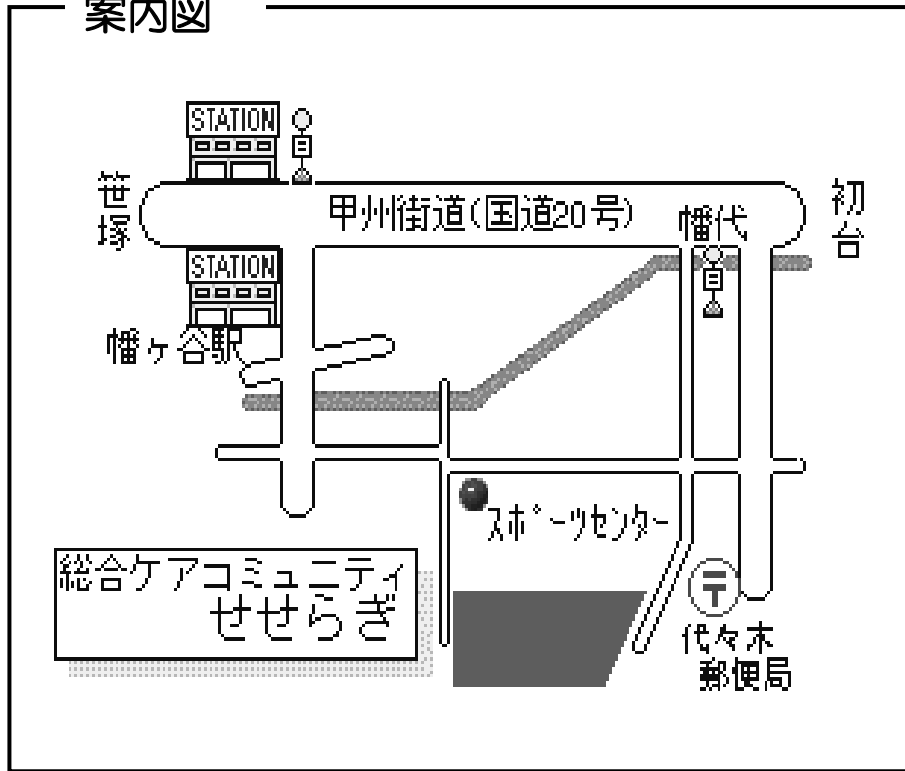
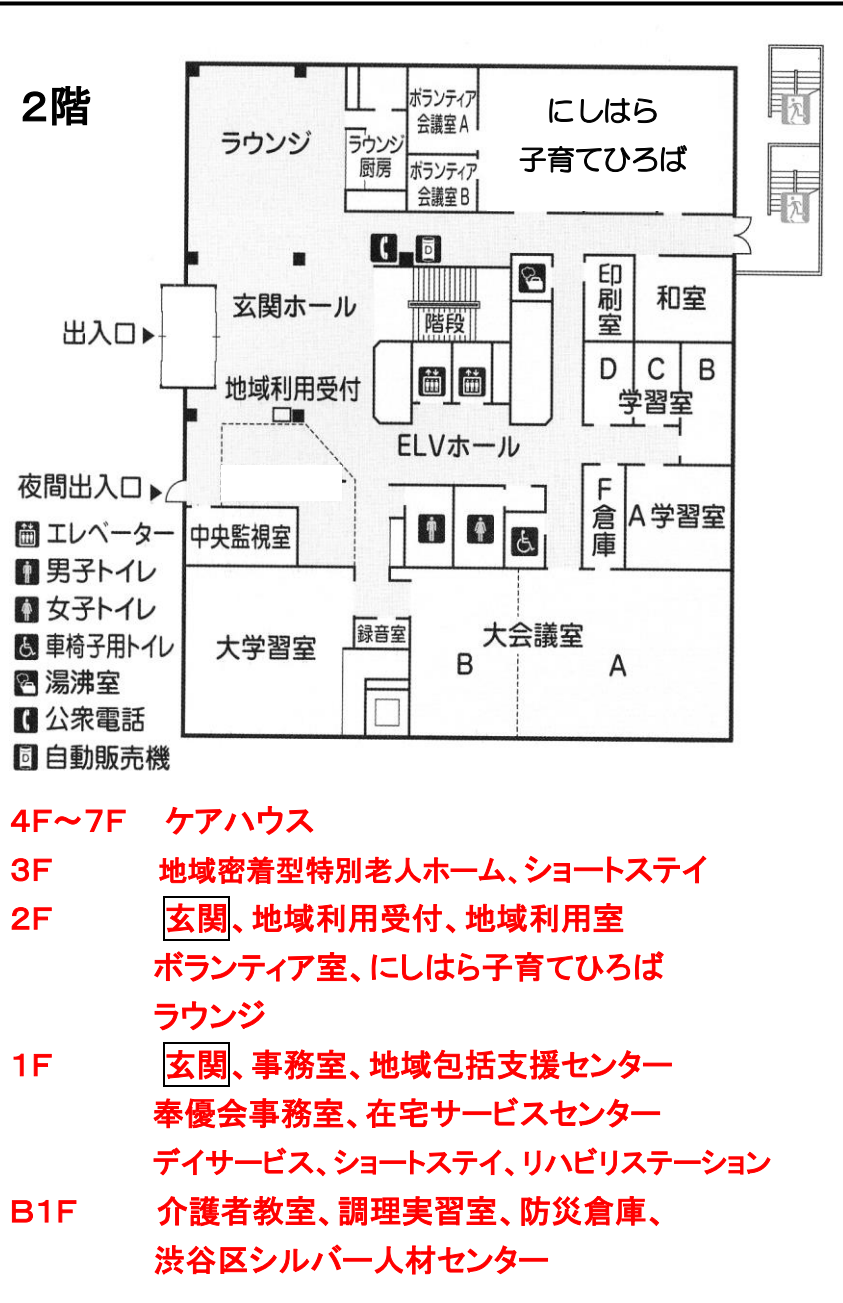


施設案内

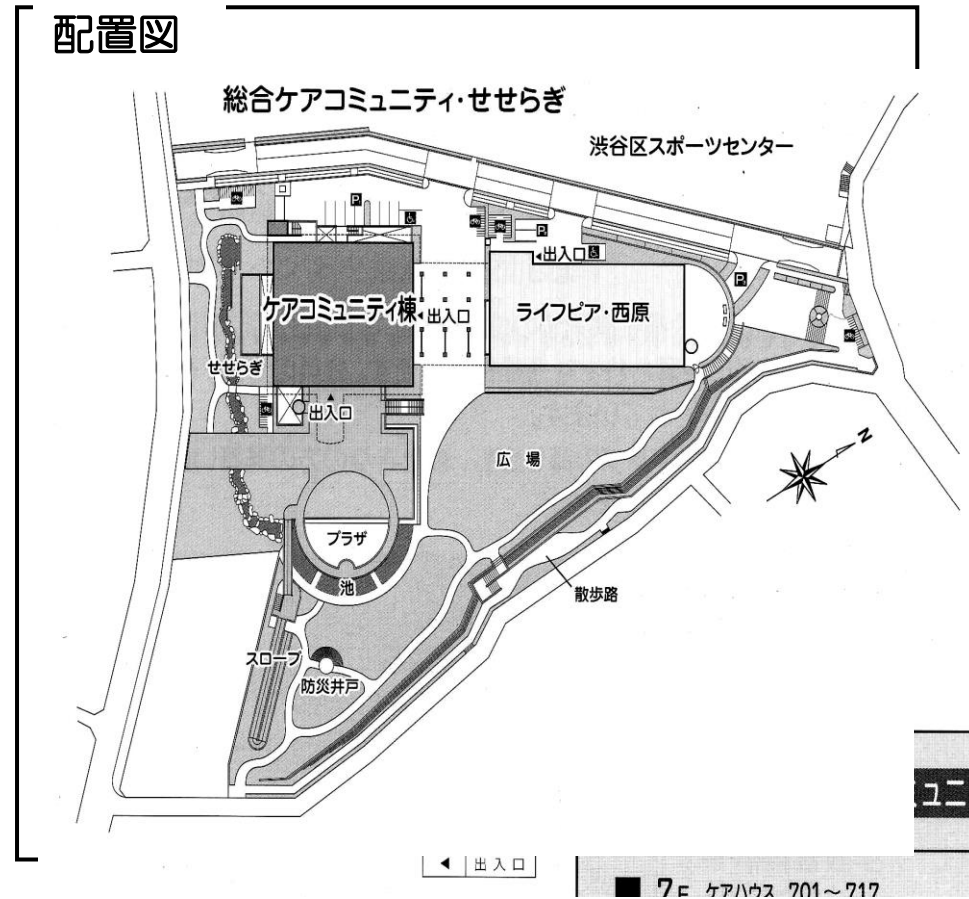
案内図



施設配置図



配置図



一般用駐車場はありませんので
車でのご来場はご遠慮ください。

渋谷区総合ケアコミュニティ・せせらぎ

〒151-0066 渋谷区西原1-40-10

電話(事務室) 5790-0900

(月曜日を除く午前9時~午後5時)

(2階受付) 5790-0507

火~土(午前9時~午後9時)

日(午前9時~午後5時)

総合ケアコミュニティ

せせらぎ

地域利用のご案内



渋谷区

地域利用室

- 「総合ケアコミュニティ・せせらぎ」は、コミュニティ活動を支援し、地域の交流を深めながら、この高齢者福祉施設と地域の連帯が図られるよう、地域の皆様方が施設を使用できるようにしています。ぜひ、ご活用ください。

施設の種別	面積	利用人員	施設の概要
大会議室A	約 107㎡	約 60人	講習会や研修会等に使用できます
大会議室B	約 63㎡	約 30人	大会議室Aと合わせて使用できます
大学習室	約 75㎡	約 25人	音楽、カラオケ等に使用できます
A学習室	約 34㎡	約 14人	研修会や会議等に適しています
B学習室	約 22㎡	約 10人	少人数の会議等に適しています
C学習室	約 13㎡	約 8人	勉強会や打合わせ等に適しています
D学習室	約 12㎡	約 6人	少人数の研修等に適しています
和室	約 30㎡	約 10人	落ち着いた雰囲気で使用できます

● 利用時間の区分

午前	午後	夜間
9時～12時	1時～5時	6時～9時

※大学習室について

午前	午後	夜間
9時～12時	①1時～3時 ②3時30分～5時30分	6時～9時

①②を合わせて使用する場合は2回分となります。

● 使用できる団体

主として区内に在住、在学、在勤する者で構成する5世帯以上の団体。

● 休館日

- ・月曜日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）
- ・日曜日（夜間）は使用できません。

使用料金

施設の種類	午前	午後	夜間
	午前9～12時	午後1～5時	午後6～9時
大会議室A	1,800円	2,500円	2,500円
大会議室B	1,100円	1,400円	1,400円
学習室・和室	無料	無料	無料

- 大会議室AとBを1室で使用する場合は合算した金額になります。
- 施設使用の際、料金を施設へ納入してください。

（令和4年4月改訂）

コロナ対応

- **新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地域利用室の人数制限・貸出部屋の制限をしております。**
詳しい内容につきましては、せせらぎ管理事務室までお問い合わせください。

使用登録

- 使用するためには、あらかじめ団体登録が必要です。申請書に必要事項を記載の上、施設に申請してください。
- 申請時に代表者の氏名、住所等が確認できる書類（運転免許証・健康保険証等）の提示が必要です。

登録団体の区分	
A登録団体	コミュニティ協議会とその構成団体・(西原・大山・上原駅前・元代々木・初台)町会・この施設で事業を行う福祉ボランティア団体等
B登録団体	主として西原1・2・3丁目、大山町、元代々木町、初台1・2丁目、上原1・2・3丁目、富ヶ谷2丁目、幡ヶ谷1丁目、笹塚1丁目地域の居住者で構成する団体
C登録団体	主として区内に在住する者で構成する団体
D登録団体	主として区内に在学、在勤する者で構成する団体

使用上の禁止事項

1. 登録団体又は個人の占有物を施設内に置くこと
2. 宗教、政治活動を行うこと
3. 物品の販売、その他の営利行為をすること
4. 居住者、他の利用者及び近隣に迷惑をかけること
5. 風俗を乱す行為をすること
6. 火薬類などの危険物を持ち込むこと
7. 所定の場所以外で喫煙、飲食を行うこと
8. 承認を受けた団体の名義貸し、及び申請したる利用室を転貸すること

※ **管理者よりペナルティを受けた団体は、登録を抹消されます。**

- ◎ 利用後の後片付け、清掃は利用者が責任をもって行って下さい。特に、**ガス栓、火元を必ず始末して下さい。**
- ◎ ごみは各自お持ち帰り下さい。
- ◎ せせらぎ内は**全館禁煙**です。

使用申請について

● 使用申請の受付開始日

A登録団体	使用月の2ヶ月前から
B登録団体	使用月の前月、第2水曜日午後7時から
C・D登録団体	上記の日の翌々日、金曜日午前9時から

- ※1 使用承認は、申請順序で行います。ただし、受付開始時刻までに到着した人が複数の場合は、抽選で受付順序を決めます。
- ※2 申請の際は、必ず団体登録証を提示してください。
- ※3 電話での申請は受付できません。必ず、来所してください。

- **使用申込できる回数は、1団体につき月4回までです。**
※ただし、月4回以上使用希望の場合は、下記のとおり申し込むことができます。

A登録団体	使用希望月の1日、午前9時～
B・C・D登録団体	使用希望日の1週間前、午前9時～ (ただし、上記4回分を含め月8回を限度)

- キャンセルする場合は、取消届を提出してください。
- 使用の際は、使用承認書を受付にご提示ください。

申請窓口

- **団体登録：1F 事務室**（月曜日を除く午前9時～午後5時）
- **使用申請：2F 地域利用受付**
火～土（午前9時～午後9時）
日（午前9時～午後5時）

コミュニティ協議会

- 『総合ケアコミュニティ・せせらぎ』にコミュニティ活動を推進支援するため、コミュニティ協議会が設置されました。
- このコミュニティ協議会は、地域住民の方々や町会など地域各種団体から推薦を受けた方々で運営されています。
- 区は、コミュニティ協議会に対して、地域コミュニティ育成のために行なう自主企画事業や地域利用のPR、ネットワークづくりを積極的に支援します。
- コミュニティ協議会は、地域利用のルールづくりに参画するとともに地域イベントを推進支援します。